平成２５年（フ）第１１９５号
福岡県糸島市波多江駅北２丁目14番３―402号
破産者　蒲池　重治
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７７号
福岡市城南区南片江３丁目10番12号
破産者　南　　映
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７６号
福岡県古賀市日吉２丁目11番17号
破産者　大庭　真樹
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３９５号
福岡市西区今宿上ノ原751番地１、破産手続開始決定時の住所福岡市西区今宿駅前１丁目19番16―404号
破産者　下条　智美
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７号
長崎県五島市新港町14番21号、住民票上の前住所長崎県壱岐市郷ノ浦町片原触1201番地５
破産者　浅田加津代
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第１８号
長崎県長崎市京泊３丁目31―３コーポ光永202号、破産手続開始決定上の住所長崎県長崎市京泊２丁目３―36レジデント京泊802号
破産者　浅田　秀和
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

平成２５年（フ）第４８９号
鹿児島県鹿児島市吉野町4933番地７
破産者　福永　弘幸
1　決定年月日　平成26年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３３号
福島県白河市白坂三輪台259番地
破産者　松本　和久
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
横浜市中区長者町２丁目５番地５　長者町ビジネスマンション815号室
破産者　白根　敬二
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５１号
横浜市旭区川井本町136番地31
破産者　湯浅　光利
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８４号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目12番地８　大日ビル405号
破産者　金巻　　勝
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３８２号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目10番地１　ロードプラザＩＴＯ207号
破産者　猿橋三樹男
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５０９号
横浜市南区永田北２丁目46番18号
破産者　山田　直道
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４４号
新潟県長岡市三ツ郷屋１丁目４番地４
破産者　後藤　春夫
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２５年（フ）第３１８号
金沢市笠市町４番10号　ロイヤル笠市410号、従前の住所金沢市玉鉾２丁目388番地
破産者　中村　和夫
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１４７号
滋賀県近江八幡市江頭町460番地３　403号、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字八町699番地
破産者　夏原産業社こと　夏原　　仁
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１１号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2599番地564
破産者　山下　康洋
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
広島市中区三川町１番７―303号
破産者　南免羅　毅
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
山口県周南市周陽１丁目14番７号
破産者　藤本　信明
1　決定年月日　平成26年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部